

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2025 年 12 月 1 日

中小企業関連税制における令和 7 年度税制改正の主な留意点

Executive Summary

- 令和 7 年度税制改正では「地域経済を支える中小企業の取組みを後押しする税制」として、中小企業関連税制や事業承継税制の見直しが行われた。
- 中小企業関連税制は、売上高 100 億円超を目指す成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制と中小企業投資促進税制が適用要件等の拡充・適用範囲の見直しが行われた上、2 年延長された。
- 中小企業の円滑な事業承継の実施のため、法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き 3 年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとされた。

1. はじめに

令和 7 年度税制改正において、中小企業を対象に主に下記の税制の改正が行われた。

- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例
- (2) 中小企業投資促進税制の見直しと延長
- (3) 中小企業経営強化税制の拡充と見直し及び延長
- (4) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件の見直し
- (5) 中小企業等経営強化法による固定資産税の軽減措置の見直し
- (6) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長等

また、防衛力に向けた財源確保として新たに防衛特別法人税が創設された。

以下では、そのうち特に中小企業経営に影響する項目として上記の(1)～(4)と防衛特別法人税について解説を行う。

2. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、適用税率や対象法人の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長された（措法42の3の2）。

（1）改正前と改正後の比較

改正前と改正後の内容は次のとおりである。

項目	改正前	改正後
軽減税率の特例の内容	所得の金額のうち年800万円以下の部分について、軽減税率19%（本則）が適用 さらに時限的に軽減され、軽減税率の特例15%が適用（租税特別措置）	所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（改正前：15%）に引き上げられた。 所得金額が10億円以下の事業年度の年800万円以下の金額については現行の軽減税率の特例（15%）が延長適用された。
適用対象法人	当該各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの等（適用除外事業者、大法人による完全支配関係がある普通法人、大通算法人等を除く）	適用対象法人の範囲から通算法人が除外された。
適用期限	令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度	2年延長され、令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

（2）改正後の適用税率

改正後に適用される税率はおおむね以下のとおりとなる。

法人区分	所得区分	税率
大法人	—	23.2%
中小法人 (大法人による完全支配関係がある普通法人、大通算法人等を除く)	所得10億円超 (適用除外事業者、通算法人等を除く)	年800万円超の所得金額 23.2%
		年800万円以下の所得金額 17%（本則19%）
(大法人による完全支配関係がある普通法人、大通算法人等を除く)	所得10億円以下 (適用除外事業者、通算法人等を除く)	年800万円超の所得金額 23.2%
		年800万円以下の所得金額 15%（本則19%）
	適用除外事業者 (過去3年平均で所得15億円超)、通算法人（大通算法人を除く）	年800万円超の所得金額 23.2%
		年800万円以下の所得金額 19%

3. 中小企業経営強化税制の拡充と見直し及び延長

売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制が拡充され対象設備に建物が加えられた。また、食品等事業者がワンストップで同税制を活用できる仕組みが構築された（措法42の12の4）。

その他、生産性向上設備（A類型）及び収益力強化設備（B類型）の適用要件が一部見直され、デジタル化設備（C類型）の廃止、暗号資産マイニング業の用に供する設備の除外その他の見直しが行われた上で、その適用期限が2年延長された。

(1) 特定経営力向上設備等への建物等の追加

経営規模拡大設備（B類型の拡充）として、機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで一定の規模以上のものが追加されたが、当該設備にかかる投資計画の計画期間中は一部の優遇措置の適用に制限がかかることとされた。

項目	改正内容
特定経営力向上設備等の追加	<p>その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備※（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加された。</p> <p>※医療保険業を行う事業者が取得等をするもの及び発電の用に供する設備で主として電気の販売を行うために取得等をするものは含まないこととされた。</p>
経済産業大臣が定める要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)を作成していること。 ■ 基準事業年度（経営力向上計画の認定を申請する事業年度の直前の事業年度）の売上高が10億円超90億円未満であること。 ■ 売上高100億円超を目指すための事業基盤、財務基盤及び組織基盤が整っていること。 ■ 売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること。 ■ 次の要件を満たす設備投資を行う投資計画であること。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 導入予定の設備が、売上高の増加に貢献すること。 ➢ 経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること。 ➢ 生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設をするものであること。 ■ 投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること。 ■ 上記のほか、売上高100億円超を目指すために必要とされる要件を満たすこと。
追加された設備についての税制措置	<p>上記の設備の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は60億円が限度とされ、それ以下対象設備の区分に応じ特別償却と税額控除の選択適用ができるとされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 機械装置（1台又は1基の取得価額160万円以上）、工具及び器具備品（1台又は1基の取得価額30万円以上）、ソフトウェア（一の取得価額70万円以上）は現行の特定経営力向上設備等と同様 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却、又はその取得価額の7%（特定中小企業者等に該当する場合は10%）の税額控除 ■ 建物及びその附属設備（一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額1,000万円以上）で、その建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度（供用年度）の給与増加割合※に応じてそれぞれ以下の特別償却又は税額控除 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 給与増加割合2.5%以上：その取得価額の15%の特別償却又は1%の税額控除 ➢ 給与増加割合5%以上：その取得価額の25%の特別償却又は2%の税額控除 ➢ 給与増加割合2.5%未満又は上記の投資計画に記載された供用年度の給与増加割合2.5%未満：特別償却及び税額控除は適用不可 <p>※ 給与増加割合 = (雇用者給与等支給額 - 前期の雇用者給与等支給額 (①)) / ①</p> <p>雇用者給与等支給額とは、法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内の事業所に勤務する雇用者に対する給与等の支給額</p>

追加された措置を受けた中小企業者等についての措置	上記の経済産業大臣の確認を受けた中小企業者等は、その確認を受けた投資計画の計画期間中は、中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用を受けることができないこととされた。
--------------------------	---

(2) 既存制度の見直し及び食品等事業者への配慮

中小企業経営強化税制について、そのほか、以下の見直しが行われた。

項目	改正内容
生産性向上設備（A類型）の適用要件の見直し	一定の時期に発売された設備で、旧モデル比で経営力の向上の指標が年平均1%以上向上するものであるものの経営力の向上の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価することとされた。
収益力強化設備（B類型）の適用要件の見直し	その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備の投資利益率が7%に引き上げられた。
デジタル化設備（C類型）の廃止	遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（デジタル化設備）は除外され、令和7年3月31日をもって廃止された。
その他設備の除外	暗号資産マイニング業の用に供する設備が除外された。
食品等事業者がワンストップで同税制を活用できる仕組みの構築	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正を前提に、中小企業者等が、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定があったものとみなされる改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の認定を受けた安定取引関係確立事業活動計画等に記載された経営力向上設備等の取得等をする場合のその経営力向上設備等について、改正後の本制度の対象とされた。
みなし大企業の判定	中小企業投資促進税制における判定と同様とされた。
適用期限	2年延長され、令和9年3月31日までに取得・事業供用について適用

4. 中小企業投資促進税制の見直しと延長

中小企業投資促進税制について、以下の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長された（措法42の6）。

項目	改正内容
みなし大企業の判定	みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、以下の双方に該当する場合におけるその株式又は出資が除外された。 <ul style="list-style-type: none"> ■ その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合 ■ 一定の承認会社（*1）がその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合
適用期限	2年延長され、令和9年3月31日までの取得・事業供用について適用

（*1）「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいう。

5. 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件の見直し

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、次のとおり見直しが行われた（措法 70 の 7 の 5②六へ、附則 55②）。

上記の改正は、令和 7 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。

	現行	改正後
役員就任要件	贈与の日まで引き続き 3 年以上役員等であること	贈与の直前において役員等であること

本改正により、令和 8 年 3 月 31 日までに特例承継計画を都道府県知事に提出し、上記の役員就任要件及びその他一定の要件を満たし、令和 9 年 12 月 31 日までに非上場株式等を贈与することで、当該特例制度の適用が可能となる。

当該納税猶予の特例制度の適用期限について、令和 4 年度及び令和 6 年度と同様に、令和 9 年 12 月 31 日までの適用期限の延長は行わない旨が令和 7 年度与党税制改正大綱の「第一 令和 7 年度税制改正の基本的考え方」9 頁に記載されているため、適用を考えている納税者は期限に留意されたい。

6. 防衛特別法人税の創設

防衛力強化に係る財源確保のための特別措置として、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防確法」）が創設された。これによる税制措置として、法人税額に対し、税率 4% の新たな付加税として、防衛特別法人税が課され、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。

中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から基礎控除額として年 500 万円が控除される。防衛特別法人税は、防確法第 4 章において規定されており、概要は次のとおりである。

（1）防衛特別法人税の概要

項目	内容
納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税を課される法人 (人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む)
課税の範囲	法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税が課される。
税額の計算方法	<p>防衛特別法人税額 = (基準法人税額 - 基礎控除額 年 500 万円) × 4%</p> <ul style="list-style-type: none">■ 防衛特別法人税額 = 各課税事業年度の課税標準法人税額（課税標準）×税率 4%■ 課税標準法人税額 = 基準法人税額から基礎控除額を控除した金額■ 基準法人税額：次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額（附帯税の額を除く）<ul style="list-style-type: none">➢ 所得税額の控除➢ 外国税額の控除➢ 分配時調整外国税相当額の控除➢ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除➢ 戰略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算➢ 控除対象所得税額等相当額の控除■ 基礎控除額：年 500 万円<ul style="list-style-type: none">➢ なお、通算法人の基礎控除額は、年 500 万円を各通算法人の基準法人税額の比で分配した金額とする。この配分は、通算法人の基準法人税額が期限内申告における基準法人税額と異なる場合には、原則として期限内申告における基準法人税額により配分する。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次の税額控除が行われる <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国税額の控除 ➢ 分配時調整外国税相当額の控除 ➢ 控除対象所得税額等相当額の控除 ➢ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除
申告及び納付等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上記の防衛特別法人税の中間申告書の提出は、令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する課税事業年度から適用される。 ■ 防衛特別法人税の申告期限及びその申告に係る防衛特別法人税の納期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一とされる。 ■ 電子申告の特例については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とされる。 ■ 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額が還付される。 ■ 各事業年度の所得に対する法人税につき欠損金の繰戻しによる法人税の還付の請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税が還付される場合には、その課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時に確定しているものうち、法人税の還付金の額に 4% を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額が併せて還付される。
その他質問検査、罰則等	各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置がとられる。
適用関係	令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。中間申告については、令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する課税事業年度から適用される。

7. おわりに

上記の各税制は設備投資・事業承継を後押しする一方、度重なる改正を経て要件が複雑化している。また、申請期限が設けられておりスケジュールの管理も重要である。適用を検討する事業者は、余裕をもった申請スケジュールを設定するとともに、初期的な検討段階において各要件を充足しているかについて十分な確認をすることが肝要である。

(福岡事務所 柳田 考穂)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋

Tel 052-565-5533 (代)

福岡事務所

所在地 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 1-4-2

エルガーラ

Tel 092-751-9940 (代)

email tax.cs@tohmatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 7 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や重要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global などに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したまは拘束せることはあります。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の行為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、バンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアランブル、マニラ、メキシコシティ、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をババス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中ににおける意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>